

【目次】

- 平成20年度税制改正大綱公表
- 「報酬・料金等の源泉徴収」再確認しましょう。第二回
- 指定管理者制度
- 北海道新聞社会福祉振興基金寄付 ご協力御礼

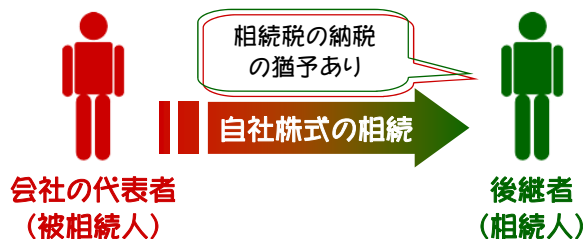
# 平成20年度税制改正大綱公表

昨年12月13日、自民党は、平成20年度税制改正大綱を公表しました。その中から、主なものを取り上げ、紹介していきます。

## ○中小企業事業承継税制の抜本拡充

この税制自体は、来年の税制改正で導入されるものの、「中小企業の事業継続の円滑化に関する法律（仮称）」が今年10月に施行見込みであり、「**非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度**」が創設されます。（法律施行日以後の相続に遡って適用されます。）

**後継者が相続等により取得した自社株式の80%に対応する相続税の納税が猶予**されます。



※あくまでも納税の**猶予**のため、**5年間の事業継続等の一定の要件**を満たさない場合は、その猶予分を納税しなければなりません。

なお、適用要件や対象となる相続等の詳細に関しては、次回以降で掲載予定です。

## ○少額減価償却資産の特例の延長

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の全額損金算入を認める制度の適用を2年間延長します。（本来は平成20年3月31日まで）

## ○交際費の損金算入制度の特例の延長

資本金1億円以下の中小企業の交際費について、400万円までは、その90%の額が損金算入認められている制度を2年間延長します。（本来は平成20年3月31日まで）

## ○上場株式等の軽減税率

株式譲渡益の10%の軽減税率を平成21年1月から20%とするが、譲渡益500万円以下の部分は平成22年末まで10%の税率を適用します。

## ○減価償却制度の法定耐用年数区分の見直し

減価償却制度について、現行の法定耐用年数区分（機械装置）は390区分で、新技術や新製品が誕生する度に適用する耐用年数等の問題が生じ得るため、国際競争力強化の視点を踏まえつつ、機械装置の法定耐用年数区分の大活り化・耐用年数の見直しが行われます。

国名	日本	アメリカ	イギリス	韓国
機械装置の区分数	300区分 設備の種類毎	48区分 業種毎	1区分 償却率25%のみ	26区分 業種毎

55区分（日本標準産業分類の中分類）

# 「報酬・料金等の源泉徴収」

再確認しましょう。

## 第二回

源泉徴収義務者（支払者）は、その年中に支払った報酬等に関する「法定調書」を、翌年1月31日までに、事務所等を所轄する税務署長へ提出しなければなりません。

### <法定調書とは？>

法定調書とは、源泉徴収義務者（支払者）に提出が義務付けられている「支払調書」及び「源泉徴収票」のことをいいます。

「支払調書」の中には、不動産の「使用料等」や「譲受けの対価」に関するものなどいろいろな種類がありますが、今回は報酬等に関するものをご紹介します。

### <報酬・料金等の支払調書>

居住者又は内国法人に対し報酬等を支払う者は、支払調書を作成し、**法定調書合計表**を提出しなければなりません。

ただし、事務負担軽減などの理由から、**次の場合は提出を要しない**こととされています。

- ・外交員
- ・プロスポーツ選手
- ・ホステス等
- ・広告宣伝のための賞金
- ・社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬(国立病院等に支払うものを除く)

同一人に対するその年中の支払金額合計が50万円以下のもの

馬主が受ける競馬の賞金

その年中の支払金額がすべて1回あたり75万円以下のもの

- ・プロ野球選手などが受ける報酬及び料金等
- ・上記以外の報酬・料金等

同一人に対するその年中の支払金額合計が5万円以下のもの

前回は、「報酬・料金等の源泉徴収」について、「源泉徴収の流れ」、対象となる報酬等の「種類」、「税額の計算方法」をご紹介しました。

しかし、源泉徴収した税額を翌月の10日までに納めて「これで終わり」というわけにはいきません。

それでは記載例とそれぞれの手続きについて見てみましょう。

<例>

- 支払者 株式会社 ○○工業
- 支払いを受ける者 司法書士 道央太郎
- 19年1~12月まで

報酬支払総額 632,000円  
源泉徴収税額 48,200円

〔内、支払調書作成日現在において未払いのもの〕  
報酬額 150,000円 / 源泉徴収税額 14,000円

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇	
氏名又は名称	道央 太郎		
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
司法書士報酬		150,000 632,000	14,000 48,200
(摘要)			
支払者	住所(居所)又は所在地	札幌市中央区南〇条東〇丁目〇-〇	
氏名又は名称	株式会社 ○○工業		

- ・支払調書作成日現在において**未払いのものは上段に記載**します。
- ・提出範囲の金額基準の判定、支払金額の記載に当たっては、**原則として消費税の額を含め**ます。

### (手続き)

- 源泉徴収義務者(○○工業)  
支払調書と法定調書合計表を作成、提出
- 支払を受ける者(道央太郎)  
確定申告書とともに支払調書を添付して申告

### (税務署側の処理)

「源泉徴収義務者」から提出される「法定調書」と「支払を受ける者」による「確定申告書」を付け合せ、所得の漏れが無いかどうかを確認

所得者が自ら税額を計算し申告、納税を行う申告納税制度の下では、源泉徴収のみで完結する人もいれば、確定申告を要する人もいます。こうした所得者間の課税の公平を図るために、「法定調書」は不可欠なものです。

意外と見落としがちな「報酬・料金等の源泉徴収」についてももう一度確認してみましょう。

# 指定管理者制度

文責 税理士法人 道央会計事務所 労務部 丸亀



## 指定管理者制度

皆さん、「指定管理者制度」を御存知でしょうか？これは、小泉内閣の時代に急速に進行した「**公営組織の法人化・民営化**」の一環として誕生したもので、現在、全国の多くの市町村で制度導入の検討・実施が進められております。

## 地方自治法の改正

先述内閣の改革路線の一環として、地方自治法の一部を改正する法律が、平成15年6月に公布され、同年9月から施行されました。これを受けて、「公の施設」（例えば、福祉施設・体育施設等住民が利用する施設）の管理について、地方自治体が直接行わない手法として、従来からあった「**管理委託制度**」から「**指定管理者制度**」へ移行することとなりました。

## 制度の目的

「指定管理者制度」の目的は、多様化する住民ニーズに対し、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図るところにあります。

## 管理委託制度から

### 指定管理者制度へ

従来の管理委託制度では、地方自治体出資の法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行うというものでした。

一方、「指定管理者制度」は、条例の定めるところにより、地方自治体の指定を受けた者が公の施設の管理を代行するものです。従って、**私企業やNPO法人等にも指定管理者の門戸が広くひらかれる**こととなりました。

また、指定管理者制度を導入する多くの自治体では、従来のような競争入札方式ではなく、**プロポーザル方式**を採用し、**管理受託者となる団体の、提案力・実行力・安定した経営力等、総合的な視点で選定する方式を導入**する方向にあるようです。

## 指定管理者の権限

それまでの管理委託制度に比べ、指定管理者制度における管理者には強い権限が与えられています。例えば、

- 1) 施設の利用料を定め、指定管理者の収入とすることができる。
- 2) 施設の使用許可を行うことができる。

そのため、指定管理者には「**公共性の確保**」という視点が求められます。

## 指定管理者制度のメリット

具体的には、

- 1) 一元的に管理運営することによって、施設の効率的な運営管理がなされる。
- 2) 住民が地域の施設の管理運営に主体的に参画することが期待できる。
- 3) 民間のノウハウを導入することにより、新たな公共的サービスが期待できる。
- 4) 施設の管理に要する経費の削減が見込まれる。

以上、指定管理者制度についての概略をあげてみました。「ハコもの」の建設から運営までその全てを委託するPFIに対し、**既存のハコもの管理を委託するものが指定管理者制度**と考えていただいたほうが御理解が早いかもしれません。

北海道の関与先の皆様へ

寄付金へのご協力、ありがとうございました。

このほどは 税理士法人 道央会計事務所 35周年記念事業の一つとしての『財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金』に対する寄付に、関与先の皆様の多大なるお心遣いを頂きまして、去る平成19年12月25日(火曜日)その合計額250万円を社会福祉事業の振興、向上に役立てて頂くべく持参致しました。ご協力誠にありがとうございました。

(北海道新聞平成19年12月26日朝刊に掲載)

員一同は、同事務所の創立35周年を記念し、社会福祉に役立ててと250万円を寄付した。



札幌の道央会計事務所が250万円、札幌市中央区南4東4、税理士法人道央会計事務所(庵原宏章代表社員)写真左から2人目、花岡英司代表社員(同左端)とその他のグループ(代表・藤井則俊道央情報サービス協同組合代表理事)同右端、顧問先企業(会長・森脇賢治㈱モリワキ代表取締役)同左から3人目、同グループ役職

道新社会福祉  
振興基金  
(25日)

関与先企業の皆様と道央マネジメントグループ関係者が一体となり社会福祉活動の貢献という一つの目的を達する事ができました事に改めて感謝申し上げる次第でございます。

今後も相変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

尚、今春には、税理士法人道央会計事務所の記念誌を発行すべく準備中である事をお知らせ申し上げます。

税理士法人 道央会計事務所  
代表社員 庵原 宏章  
代表社員 花岡 英司

2007年11月20日発行のglobalにて、寄付いただいた関与先様のお名前を本誌に掲載すると記載いたしましたが、顧客情報保護の観点から、本誌には掲載しないことをご了承願います。

編集後記



先日、ホットヨガを体験してきました。大量に汗をかくことで、デトックス効果があり、血行改善やストレス発散にもなるそうです。実際私も体験してみて、当日はぐっすり眠れましたし、翌日は肌の調子も良かったので、運動不足を改善するためにも、今後も続けようと思います。  
(高橋)

月刊グローバル 2008年2号

2008年1月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント  
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。